

## 京都市美術館所蔵品貸出要綱

平成9年3月21日  
文化市民局長決定

### (趣旨)

第1条 この要綱は、京都市美術館条例第19条の規定による美術館所蔵品の物品（以下「所蔵品」という。）の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 所蔵品を借り受けようとする者は、借受所蔵品名、借受の理由、借受の期間、保管及び運搬方法等を記載した申請書に展覧会企画書を添付のうえ、市長に提出しなければならない。

### (貸出の許可)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、管理上支障がないと認められた場合に限り、所蔵品の貸出を許可し、その旨を文書により申請者に通知する。

2 前項の規定の通知を受けた者（以下「借受人」という。）は、借受品と引き替えに、借入証書を市長に提出するとともに、別に定める貸出料を納入しなければならない。

3 借受人は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

### (費用負担)

第4条 貸出の許可を受けた所蔵品の運搬その他荷造りに要する費用は、全て借受人の負担とする。

### (借受人の義務)

第5条 借受人は、貸出の条件を厳守するとともに、借り受けた所蔵品を責任を持って管理しなければならない。

2 借受人は、借り受けた所蔵品を転貸し、又は申請書に記載された目的以外に使用してはならない。

3 借受人は、借受期間満了の日までに遅滞なく借り受けた所蔵品を返還しなければならない。

### (許可の取消)

第6条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するときは、貸出の許可を取り消し、貸し出した所蔵品の即時返還を命じることがある。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により、所蔵品の貸出の許可を受けたとき。

(2) 貸出の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の場合においては、第3条第2項の規定による既納の貸出料は返還しない。

(公益上の理由による許可の取消)

第7条 市長は、公益上必要があると認めるときは、貸出の許可を取り消すことができる。

2 前項の場合において、借受人に、貸出の許可の取消によって損出が生じた場合は、その損出を補償するとともに、第3条第2項の規定による既納の貸出料を返還する。

(損害賠償)

第8条 借り受け所蔵品をき損又は亡失したときは、借受人は、直ちに文書で市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、借受人は、市長の指示するところにより、賠償又は修復の責を負わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、京都市美術館長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

京都市美術館所蔵品貸出料（要項第3条第2項）

平成11年6月10日  
京都市美術館長決定

貸出料	1点につき展覧会会期1ヶ月ごとに2000円，又は1会場ごとに2000円のいずれか高いほうとする。※
貸出料の減免	美術館長が，特別の必要があると認めるときは，貸出料を減免することができる。

※貸出期間が，2ヶ月間にわたっても，会期が1ヶ月ならば，2000円とする。